

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う
洪水警報及び浸水害を対象とする大雨警報等の
発表基準の暫定的な運用について

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により甚大な被害を受けた地域を対象に、堤防や排水施設等の被害を考慮し、洪水警報・注意報及び浸水害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準を引き下げて運用します。

平成23年3月11日14時46分頃の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により甚大な被害を受けた福島県では、堤防や排水施設等が地震や津波の影響を受け、降雨による洪水害や浸水害が通常より発生しやすくなっていることが懸念されます。このため、当分の間、洪水警報・注意報と浸水害を対象とする大雨警報・注意報を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。（暫定基準と対象地域の表）

なお、施設等の状況や降雨の際の浸水等の発生状況を確認しながら、順次、暫定基準を変更していく予定です。

※ 土砂災害を対象とする大雨警報・注意報については、すでに暫定基準により運用中です。

表 暫定基準と対象地域

対象とする二次細分 区域（市町村等）	対象とする 警報・注意報の種類	基準の要素	暫定基準の通常基 準に対する割合
相馬市、南相馬市、 新地町、広野町、 楢葉町、富岡町、 大熊町、双葉町、 浪江町、いわき市	洪水警報・注意報	雨量	6割
		流域雨量指数	7割
	浸水害を対象とする 大雨警報・注意報	雨量	6割

<本件に関する問い合わせ先>

福島地方気象台防災業務課

防災気象官 024-534-0321